

5 添付書類



証明する書類の添付

申請書には、**次に掲げる事項を証明する書類を添付**しなければなりません（法第4条第5項、省令第12条）。

◆法律で定める書類（法第4条第5項）

- ◇遺言者の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあつては，国籍）
※官庁又は公署の作成したものは，その作成後3月以内のものに限る。

具体的には・・・
本籍の記載のある住民票等

◆法務省令で定める書類（省令第12条）

- 1 遺言者の戸籍の筆頭に記載された者の氏名（外国人である場合を除く。）
※官庁又は公署の作成したものは，その作成後3月以内のものに限る。
- 2 遺言書が外国語により記載されているときは，日本語による翻訳文

翻訳文は遺言書保管官が審査する際の参考資料であつて，翻訳文に記名，押印等をしていただく必要はありません。

遺言者の相続人を除いた法第9条第1項に定めるすべての関係相続人等が対象

チェック



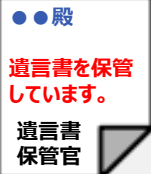
受遺者等及び遺言執行者等の氏名，住所等は保管申請書の記載事項となっておりますが，公的書類が添付できない場合にどこまで認めるかの判断が困難であることから，申請書のみの記載とし，**これらを証明する書類の添付は求めない**取扱いとしています。

宛先不明



通知

受遺者等・遺言執行者等宛先



その結果，申請書に記載された受遺者等の住所宛てに關係遺言書保管通知が**届かなかつたとしても，やむを得ない扱い**としています。

5 添付書類（共通）



添付書類の省略

同一の遺言書保管所の遺言書保管官に対し、同時に数個の申請等（政令第10条第1項に規定する申請等をいう。）、法第8条第1項の撤回又は閲覧請求等（省令第3条第2項第2号に規定する閲覧請求等をいう。）をする場合において、各申請書、各届出書、各撤回書又は各請求書に添付すべき書類に内容が同一であるものがあるときは、1個の申請書、届出書、撤回書又は請求書のみに1通を添付すれば足り（省令第7条第1項）。

申請等、撤回、閲覧請求等（政令第10条第1項、法第8条第1項、省令第3条第2項第2号）

- ◆遺言書の保管の申請（法第4条第1項）
- ◆遺言者の住所等の変更の届出（政令第3条第1項）
- ◆遺言書の保管の申請の撤回（法第8条第1項）
- ◆遺言者による遺言書の閲覧（法第6条第2項）
- ◆遺言書情報証明書の交付（法第9条第1項）
- ◆関係相続人等による関係遺言書の閲覧（法第9条第3項）
- ◆遺言書保管事実証明書の交付（法第10条第1項）
- ◆遺言者による遺言書保管ファイルの閲覧（政令第4条第1項）
- ◆関係相続人等による遺言書保管ファイルの閲覧（政令第9条第1項）
- ◆遺言者による申請書等の閲覧（政令第10条第1項）
- ◆遺言者による撤回書等の閲覧（政令第10条第2項）
- ◆関係相続人等による申請書等の閲覧（政令第10条第3項）
- ◆関係相続人等による撤回書等の閲覧（政令第10条第4項）



なお、上記の場合には、**他の各申請書、各届出書、各撤回書又は各請求書にその旨を記載しなければなりません**（省令第7条第2項）。

5 添付書類（共通）



添付書類の原本還付

申請等，法第 8 条第 1 項の撤回又は閲覧請求等をした者は，申請書，届出書，撤回書又は請求書の添付書類の**原本の還付**を請求することができます（省令第 8 条第 1 項）。

申請等，撤回，閲覧請求等（政令第 10 条第 1 項，法第 8 条第 1 項，省令第 3 条第 2 項第 2 号）

- ◆ 遺言書の保管の申請（法第 4 条第 1 項）
- ◆ 遺言者の住所等の変更の届出（政令第 3 条第 1 項）
- ◆ 遺言書の保管の申請の撤回（法第 8 条第 1 項）
- ◆ 遺言者による遺言書の閲覧（法第 6 条第 2 項）
- ◆ 遺言書情報証明書の交付（法第 9 条第 1 項）
- ◆ 関係相続人等による関係遺言書の閲覧（法第 9 条第 3 項）
- ◆ 遺言書保管事実証明書の交付（法第 10 条第 1 項）
- ◆ 遺言者による遺言書保管ファイルの閲覧（政令第 4 条第 1 項）
- ◆ 関係相続人等による遺言書保管ファイルの閲覧（政令第 9 条第 1 項）
- ◆ 遺言者による申請書等の閲覧（政令第 10 条第 1 項）
- ◆ 遺言者による撤回書等の閲覧（政令第 10 条第 2 項）
- ◆ 関係相続人等による申請書等の閲覧（政令第 10 条第 3 項）
- ◆ 関係相続人等による撤回書等の閲覧（政令第 10 条第 4 項）



なお，原本の還付を請求する者は，**原本と相違ない旨を記載した謄本**を提出しなければなりません（省令第 8 条第 2 項）。



添付書類の還付

遺言書保管官は，書類を還付したときは，その謄本に**原本還付の旨を記載し，これに押印しなければなりません**（省令第 8 条第 3 項）。

原本と相違ない旨を記載した謄本（コピー）に申請人が署名又は記名押印し，謄本が複数にわたるときは，それぞれ各葉に契印をしていただくようお願いしています。

別記第 8 号様式

原本還付

謄本の最初の用紙の表面余白に押印
（準則第 18 条，別記第 8 号様式）